平成２４年（フ）第１２２１号
大阪府河内長野市緑ケ丘中町３番22号
債務者　岩元　聡明
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１２３３号
堺市堺区旭ヶ丘北町２丁３番18号　幸福文化102号
債務者　與儀由美子
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１２３５号
大阪府河内長野市本町７番14―５号
債務者　荒木　伸道
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１２４７号
堺市西区浜寺石津町東４丁２番８号　アークリム306号
債務者　辻　　律雄
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１２５７号
大阪府富田林市甘山１丁目６番15号―108
債務者　田宮　洋子
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１２５９号
堺市南区原山台３丁１番19―307号
債務者　中村　昌代（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第６２号
兵庫県川西市東多田２丁目８番16号105
債務者　杉本　祐子
1　決定年月日時　平成24年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月27日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第３５４号
兵庫県伊丹市荒牧５丁目16番25―217号
債務者　三村　容子
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月27日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第８７号
福岡県大牟田市大字倉永348番地１　倉永コーポ６号
債務者　松永　政宏
1　決定年月日時　平成24年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月27日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２４年（フ）第９０号
福岡県大牟田市大字勝立602番地６
債務者　吉良　雅昭
1　決定年月日時　平成24年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月27日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２４年（フ）第７３号
栃木県那須塩原市新南31番地27　ドゥー・エスパス201号、前住所栃木県那須郡那須町大字湯本496番地16
債務者　岩倉　矩男
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月28日まで
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２４年（フ）第１０２号
山口県岩国市南岩国町１丁目14番33号
債務者　林　　俊夫
1　決定年月日時　平成24年12月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月28日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第１０３号
山口県岩国市南岩国町１丁目14番33号
債務者　林　　友枝
1　決定年月日時　平成24年12月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月28日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第１１９号
山口県柳井市柳井214番地２
債務者　岩佐　浩子
1　決定年月日時　平成24年12月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月28日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第１２２号
山口県岩国市周東町下久原650番地
債務者　小野　佳祐
1　決定年月日時　平成24年12月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月28日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第２５５１号
大阪府寝屋川市寿町５番10号
債務者　今別府三義
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６２７５号
大阪府大東市深野５丁目11番９号
債務者　黒木　美希
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６６１０号
大阪府寝屋川市楠根南町２番18号
債務者　藤田久美子
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部